

令和7年度第6回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和7年9月25日(木) 午後2時
 召集場所 清須市役所北館2階 第1会議室・第2会議室
 開 会 令和7年9月25日(木) 午後2時
 出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	○	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明（北部）	○	16. 渡邊 由美子（西部）	×	17. 堀田 啓（南部）	○		

計 16 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

主 事 高味 俊夫
 主 事 宮下 彩乃

議 事 日 程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第15号 農地法第3条の規定に係る許可申請 …… 1件
 議案第16号 農用地利用集積等促進計画策定の要請 …… 2件
 (一括契約)

(2) 報告案件

報告第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …… 5件
 報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 14件

2 その他

- ・生産緑地のあっせんについて
- ・農地法法令遵守等について

会

長 皆さん、こんにちは。

9月も残りわずかとなり朝夕は涼しくなりつつありますが、まだ日中は暑い日もあります。水稻は収穫の時期を迎え、多忙になると思いますが、委員のみなさまには、体調管理に十分注意していただきたいと思います。

では、只今から、令和7年度第6回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は14名で定足数に達していることをご報告いたします。また、渡邊推進委員より事前に欠席の連絡があり、農地利用最適化推進委員は2名の出席をいただいております。ありがとうございます。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は8番 岩田 房喜（いわた ふさよし）委員と9番 鈴木 正（すずき ただし）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第15号】 農地法第3条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、申請番号R7-10をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

高齢により耕作ができなくなった譲渡人から、自己所有の農地と赤道を挟んで隣接しており、一体的かつ効率的な利用及び規模拡大をしたい譲受人への所有権移転の申請です。譲受人は、耕運機1台を所有しております。従事日数は150日、経営面積は1,313㎡、申請地への通作距離は0.25km、通作時間は車で5分です。

譲受人は75歳以上ですが、7月にヒアリングを行っておりますので、事前に担当の渡邊推進委員と相談させていただいた上で、今回は行っておりません。

以上のことを踏まえて、農地法第3条許可申請の基本要件である3項目、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件のいずれも満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は渡邊推進委員になりますが、本日欠席の為、事前に事務局が伺っておりますので、回答をお願いいたします。

事 務 局 現地も確認してくださっており、問題ないと伺っております。7月の時にヒアリングもさせていただいており、しっかりとやられている方で、今回の申請地も前回の申請地の近くになりますので特段問題ないとはご回答いただいております。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「許可する」といたします。

続きまして、【議案第 16 号】農用地利用集積等促進計画策定の要請 2 件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案書 2 ページをご覧ください。

こちらは農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地利用集積等促進計画を定めることを基金に要請するため、審議をお願いするものです。

申請番号 R7-13 についてです。

こちらは、西春日井農協が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この促進計画を公告することにより権利が発生します。利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。担当は後藤委員になります。

続きまして、申請番号 R7-14 についてです。

こちらは、西春日井農協が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を行ったものです。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。担当は木村委員になります。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

では、1件目は後藤委員になりますが、

後 藤 委 員 譲渡人は現在耕作を出来る状態ではないため、所有している土地は全てお願いしたと聞いておりますので問題ございません。

会 長 記載してある面積で全てということでしょうか？

後 藤 委 員 他にもございますが、こちらが1番大きいものになります。

会 長 ここだけ利用権設定をしたということですか？

事 務 局 補足させていただきます。私共で把握させていただいております部分に關しまして、今回議案で出させていただいたのは調整区域の農地について、農地中間管理事業を使用した、出し手と受け手のマッチングが定まったものになります。他の農地については市街化区域の農地でして、その場合、農地中間管理事業が使用できない為、農協さんの方で草生えになっている遊休農地を管理だけしていただけないかというお願いを引き受けていただいたという形になります。一部作業の委託をされたというイメージを持っていただければと思います。

会 長 残りの農地も放置しているわけではないということですが、後藤委員さん問題ございませんでしょうか？

後 藤 委 員 問題ございません。

会 長 2つ目は木村委員になりますが、

木 村 委 員 問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして、【報告第12号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出5件及び【報告第13号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出14件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは一言お願いします。

事 務 局 続きまして、議案書3ページをご覧ください。

【報告第12号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出5件を議題

といたします。申請番号 R7-17 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は共同住宅建築です。担当は後藤委員です。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は後藤委員になりますが、

後 藤 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして、申請番号 R7-18 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら始末書が添付されております。担当は堀田推進委員です。

堀 田 推 進 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして、申請番号 R7-19 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は貸し駐車場です。こちら始末書が添付されております。担当は中野委員です。

中 野 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして、申請番号 R7-20 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は道路です。こちら始末書が添付されております。担当は堀田推進委員です。

堀 田 推 進 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして、議案書 4 ページをご覧ください。

申請番号 R7-21 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は貸店舗建築です。こちら再転用案件です。担当は横井委員です。

横 井 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして、議案書 5 ページをご覧ください。

【報告第 13 号】農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 14 件を議題といたします。申請番号 R7-50 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は事務所建築です。こちら再転用案件です。担当は横井委員です。

横 井 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして、申請番号 R7-51 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は共同住宅建築です。担当は丹羽委員です。

丹 羽 委 員 問題ございません。

事務局 続きまして、申請番号 R7-52 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら清洲駅前土地区画整理事業地内の案件です。担当は三宅委員です。

三宅委員 問題ございません。

事務局 続きまして、申請番号 R7-53 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は石塚委員です。

石塚委員 問題ございません。

事務局 続きまして、議案書 6 ページをご覧ください。

申請番号 R7-54 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。担当は小島委員です。

小島委員 問題ございません。

事務局 続きまして、申請番号 R7-55 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は伊藤委員です。

伊藤委員 問題ございません。

事務局 続きまして、申請番号 R7-56 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は丹羽委員です。

丹羽委員 問題ございません。

事務局 続きまして、申請番号 R7-57 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は丹羽委員です。

丹羽委員 問題ございません。

事務局 続きまして、議案書 7 ページをご覧ください。

申請番号 R7-58 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は後藤委員です。

後藤委員 問題ございません。

事務局 続きまして、申請番号 R7-59 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら再転用案件です。担当は伊藤委員です。

伊藤委員 問題ございません。

事務局 続きまして、申請番号 R7-60 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は伊藤委員です。

伊藤委員 問題ございません。

事務局 続きまして、申請番号 R7-61 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら再転用案件です。担当は中野委員です。

中野委員 問題ございません。

事務局 続きまして、議案書 8 ページをご覧ください。

申請番号 R7-62 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら始末書が添付されております。担当は石塚委員です。よろしくお願いいたします。

石塚委員 問題ございません。

事務局 続きまして、申請番号 R7-63 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は石塚委員です。

石塚委員 問題ございません。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、その他の生産緑地のあっせんについて事務局からお願いします。

事務局 生産緑地のあっせん依頼について説明いたします。

生産緑地所有者の死亡又は故障により農業に従事することができなくなくなり、清須市都市計画課へ生産緑地の買取申出があり、市内部機関で買い取り希望がなかったため、農業委員会へ生産緑地法第 17 条の 2 の規定に基づくあっせんの協力依頼が 1 件ありました。

あっせん依頼の内容について説明させていただきます。

申出地、地目、面積は記載のとおりとなります。

買い取り希望金額は、1 m²あたり 75,000 円となっており、1 筆で 40,350,000 円となります。

この土地に関して、各委員のご地元にて、買い取りの希望者がいると思われる場合は今月末までに事務局へ申し出てください。耕作希望者がいない場合、斡旋不成立の旨を都市計画課へ報告し、都市計画変更の手続きへ入る流れとなります。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

続きまして、農地法法令遵守等について事務局からお願いします。

事務局 全国農業会議所より、愛知県農業会議をつうじ、連絡がありましたので委員の皆様にお知らせします。

今年度、全国の農業委員会において、委員や事務局職員の不祥事案が発生しており、当委員会においても法令遵守について徹底の依頼が入っております。

当委員会において、このような事案が発生した事はないと把握しておりますので、今後も引き続き委員の職務執行について努めていただきますようお願いいたします。

続きまして、農地パトロールの結果について報告します。

机上にて、市内のパトロール結果をまとめましたので書面にて報告します。

全体としては遊休農地が 16%ほど増加したという結果になりました。また、荒廃度についても高くなる傾向は、昨年から引き続いている傾向があります。

委員の皆様や西春日井農協と協力しながら、管理が困難となった所有者に、農地中間管理事業等の紹介など、少しずつでも解消を図っていきたいと考えています。

また、各委員の皆様に、パトロールを実施した箇所の整理した地図を配布しております。ご活用ください。

10 月 1 日には、遊休農地と判定された農地の所有者のかたに利用意向調査書を郵送し、農地の適正管理をお願いするとともに、今後の農地利用について意向を確認し、中間管理事業につなげられるものは、つないでいくことを行って参ります。

農地パトロールについて報告は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回開催について確認します。

令和 7 年 10 月 24 日、金曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所北館 2 階第 1、第 2 会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和 7 年度第 6 回農業委員会を閉会します。本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後 2 時 4 0 分—

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____